

# インハウスレポート

【当体会員】吉原 祐介 (69期)  
Yusuke Yoshiwara

インハウスマローヤー（組織内弁護士）とは、企業や団体に所属する弁護士、省庁や自治体に職員として勤務する弁護士の総称です。

本企画は、当会所属のインハウスマローヤーに経験談を紹介していただく連載企画です。

## 1. はじめに～自己紹介及び経歴～

私は、2016年12月の弁護士登録から現在に至るまで、ひかり総合法律事務所に所属し、弁護士業務を行っています。その一方で、2022年5月より、特許庁審判部審判課審判企画室に審・判決調査員（非常勤）として出向し、約1年が経過したところです。私の場合、常勤の公務員として働くのではなく、弁護士として働きながら非常勤の公務員として働いているという点で、やや特殊かと思われまので、その観点から本レポートを執筆させていただきます。

## 2. 出向を決めた理由

私は、弁護士としてキャリアをスタートしてから、「何でも屋」として、あらゆる分野の事件を担当してきました。その中で、ゆくゆくは自分の業務の中で柱となる業務分野を作りたいという思いを持ち始め、キャリアを積むにつれてその思いはどんどん大きくなり、官公庁への出向を考えるようになりました。

他方で、弁護士業務も並行して続けていきたいとの思いも強く、常勤は難しいとも考えていたため、なかなか出向できそうなポストが見つからないという状況でした。

そのような状況の中、現在私が就いている審・判決調査員というポストの存在を知りました。

ちょうど、私としても、大型の特許案件を担当していた経緯から、特許分野を中心とした知財業務に興味関心があり、しかも非常勤のポストだったため、このポストへの応募を決めました。

## 3. 審・判決調査員とは？

特許行政年次報告書2020年版の145ページにおいて、審・判決調査員について以下のとおり説明されています。

「法曹資格等を有する者を『審・判決調査員』として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談する、審決取消訴訟の判決分析を依頼するなどにより、審理の一層の道正化に取り組んでいる。」

このように、審・判決調査員には、これまでの審判や裁判での経験を踏まえて、口頭審理や審決等の内容をより充実したものにするという役割が求められています。

審・判決調査員は、2023年4月1日現在、弁護士が5名、弁理士が4名の合計9名で構成されており、審判企画室、商標部門、訟務室に配置され、それぞれ執務に当たっています。

## 4. 審・判決調査員の業務

審・判決調査員の具体的な業務内容としては、①各部門や書記官から来る法律相談の対応（口頭審理や審決取消訴訟等の業務を行う上で不明点があった場合に法律相談が来ます）、②口頭審理を傍聴し良かった点及び改善点をフィードバックする業務、③審決取消訴訟の判決分析、④審判実務者研究会（産業界、弁理士、弁護士、裁判官及び審判官が審決や判決の研究を行う会）の取りまとめ、⑤審判官向けの研修、⑥審判便覧の改訂支援などとなります。

官公庁への出向という点、法改正や新法制定に関わる印象が強いかもしれませんが、このポストに関しては、実際に動いている口頭審理や審決取消訴訟において問題となった論点に関する裁判例や文献のリサーチが中心的な業務です（時期によっては、上記の審判便覧の改訂支援などのように制度に関する業務にも携わることができます）。口頭審理の進め方、審理事項通知書（口頭審理の前に両当事者に対して通知する書類）に何を記載すべきか、審決の起案、審決取消訴訟（特許庁が被告となるいわゆる査定系に関するもの）において特許庁が提出する準備書面の起案などに関して、これまでの審判や裁判での経験を踏まえてアドバイスをしています。

私は元々文系の人間で理系のバックグラウンドはないのですが、分からない用語は検索し、また、審判官の方々に教えていただくなどして、難解な特許公報の記載を具体的な理解に落とし込んで日々業務に当たっています。このような知的作業は新鮮さもあるので、楽しみながら業務に当たることができています。

## 5. 非常勤出向の魅力

非常勤出向の魅力は、なんと言っても弁護士業務を続けることができるという点にあると思いま

す。もちろん、弁護士業務に割ける時間は限られてしまいますが、特許庁への出向日の定時後の時間や休日をうまく使うなどしてカバーをすることは可能だと思います。平日の大半は出向しているので、非出向日に会議、裁判、外出などの予定が集中するという現象が起きていますが、これは仕方のないことかなと考えています。

## 6. 結び

自分で調べたわけではありませんが、聞くところによると、最近は非常勤のポストも少しずつ増えてきているようです。非常勤での出向は、先程お話ししたとおり大変ではありますが、弁護士業務を続けながら官公庁等で業務を行い、様々な経験を得られる点が最大の魅力だと考えています。また、弁護士の知見を少しでも取り入れて行政手続のクオリティを高めたいと考えている官公庁等もあるので、そのような環境で自身の知見を發揮して現場の方々に感謝していただけると、非常にやりがいを感じることができます。ですので、もし、出向に興味があるものの常勤の出向は難しいと考えている先生がいらっしゃいましたら、弁護士業務も並行して行うことのできる非常勤のポストを探してみるのはいかがでしょうか。 

